

議案第 6 号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市 B & G 海洋センター駐車場において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手の住所及び氏名

住所

氏名



2 事故の概要

令和 7 年 3 月 7 日午後 7 時頃、勝山市 B & G 海洋センター駐車場において、体育館を使用のため車を駐車場に停車してあった場所に体育館の屋根雪が滑り落ち、車体を損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金 1 6 2 , 1 6 7 円

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、この案を提出する。